

別表1の1

評議員会決議事項			
内容		議決数	
		過半数	三分の二
法人運営に関わる事項	定款の変更		○
	法人の解散		○
	吸収合併契約の承認		○
	新設合併の承認		○
役員 の 解任・ 選任等 に 関する 事項	役員、監査人の選任	○	
	役員(監事に限る)の解任		○
	役員(監事以外)の解任	○	
	会計監査人の解任	○	
	役員、会計監査人、評議員の報酬等の支給の基準の承認	○	
	理事の報酬	○	
	監事の報酬	○	
財務 に 関する 事項	事業計画および収支予算書等の承認あるいは決議	○	
	事業報告・決算書類・財産目録の承認	○	
	基本財産の処分	○	
	残余財産の処分	○	
その他	社会福祉充実計画の承認	○	
	役員等の責任の免除(すべての免除)	総評議員の同意による	
	役員等の責任の免除(一部の免除)		○

別表1の2

理事会決議事項			
内容		議決数	
		過半数	三分の二
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定	○	
	評議員会の日程及び場所、目的である事項の決定	○	
	評議員会の招集	○	
	理事会の収集権者とする	○	
	定款施行細則の決定	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○	
	内部管理体制の整備	○	
	競業及び利益相反取引の制限	○	
役員等の選任・解任等に関する事項	臨機の措置	○	
	理事長及び業務執行理事の選定・解職	○	
財務・計画・報告に関する事項	重要な役割を担う職員の選任及び解任	○	
	重要な財産の処分及び譲受け	○	
	多額の借財	○	
	事業計画書および収支予算書等の承認あるいは決議	○	
	事業報告および計算種類の承認	○	
	基本財産の処分	○	
	資産の管理	理事長が管理	
その他	会計処理の基準	○	
	社会福祉法第45条の20第4項に規定する責任の免除	○	
	公益事業の運営に関する事項		○
	収益事業に運営に関する事項		○
	その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	○	
	その他重要な業務執行に関する事項および事務事業の執行に必要な基本的な規定の制定及び改廃	○	